

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2003-515518(P2003-515518A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2001-541812(P2001-541812)

【国際特許分類】

C 0 1 G	23/047	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)
C 0 1 G	9/02	(2006.01)
C 0 9 C	1/00	(2006.01)
C 0 9 C	1/02	(2006.01)
C 0 9 C	3/06	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)
C 0 9 K	3/00	(2006.01)

【F I】

C 0 1 G	23/047	
A 6 1 K	7/42	
A 6 1 K	33/24	
A 6 1 P	17/16	
C 0 1 G	9/02	Z
C 0 9 C	1/00	
C 0 9 C	1/02	
C 0 9 C	3/06	
C 0 9 D	7/12	
C 0 9 D	201/00	
C 0 9 K	3/00	U
C 0 9 K	3/00	1 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ルミネセンストラップ部位および/またはキラー部位を提供する第2成分を組み込む母体格子を含む粒子であって、該第2成分がニオブ、バナジウム、アンチモン、タンタル、ストロンチウム、カルシウム、マグネシウム、バリウム、モリブデンまたはケイ素である、粒子。

【請求項2】 第2成分が5+状態のバナジウムである、請求項1記載の粒子。

【請求項3】 母体格子が酸化亜鉛および二酸化チタンから選択される金属酸化物である、請求項1または2記載の粒子。

【請求項4】 粒子が、5+状態のバナジウム不純物が添加された二酸化チタン母体格

子を含む、請求項 1 ~ 3 いずれかに記載の粒子。

【請求項 5】 第 2 成分が約 0.1 ~ 1% の量で存在する、請求項 1 ~ 4 いずれかに記載の粒子。

【請求項 6】 1 ~ 200nm の大きさを有する、請求項 1 ~ 5 いずれかに記載の粒子。

【請求項 7】 外部コーティングを有する、請求項 1 ~ 6 いずれかに記載の粒子。

【請求項 8】 外部コーティングが、アルミニウム、ジルコニウムまたはケイ素の酸化物によるものである、請求項 7 に記載の粒子。

【請求項 9】 請求項 1 ~ 8 いずれかに実質的に記載された粒子。

【請求項 10】 第 2 成分を、塩として母体の粒子に適用し、焼成する、請求項 1 ~ 9 いずれかに記載の粒子の調製方法。

【請求項 11】 焼成が少なくとも 600 の温度で行なわれる、請求項 10 記載の方法。

【請求項 12】 焼成が 600 ~ 1000 の温度で行なわれる、請求項 11 記載の方法。

【請求項 13】 請求項 10 ~ 12 いずれかに記載の方法により調製される、請求項 1 ~ 9 いずれかに記載の粒子。

【請求項 14】 請求項 1 ~ 9 および請求項 13 いずれかに記載の粒子および担体を含む、UV 遮断組成物。

【請求項 15】 局所使用用の、請求項 14 記載の組成物。

【請求項 16】 化粧品使用用に配合された、請求項 15 記載の組成物。

【請求項 17】 日焼止め剤である、請求項 16 記載の組成物。

【請求項 18】 塗料である、請求項 14 記載の組成物。

【請求項 19】 母体の DNA 損傷を最小化する、UV 放射を遮断するための、局所使用用の日光遮断組成物における、請求項 1 ~ 9 および請求項 13 いずれかに記載の粒子の使用。

【請求項 20】 DNA 損傷の減少を起こさせる UV 遮断剤としての、請求項 1 ~ 9 および請求項 13 いずれかに記載の粒子の使用。